

同和問題
学習シリーズ④

『あぜみち』

「地名総鑑」問題と私たち(そのII)

同和問題の解決と

企業の課題

(2)同和問題をふまえた企業の課題

「地名総鑑」等を購入した企業が
あつて、もし同和地区出身であ
るといだけで、能力がありなが
ら、希望する企業に就職する途が
閉ざされたらどうなるでしょう。
また採用されても、本人の希望が

普及所から⑬

今では早期稲のほとんどが機械
で田植えされていますが、この田
植機用稚苗箱育苗は、以前の苗代
育苗と比べて特殊なもので、これ
までになかったムレ苗とか苗立枯
病等の障害が発生し、年々増加し
ています。これは、ひとつには「苗
れ」から育苗方法が年々粗雑にな
っていることが原因とも言え、次
のことを特に注意して、健康な苗

早期稲育苗のポイント

①箱土は山土を使用する。山土は
酸度五・〇(五・五弱酸性)の
ものが良く、極端な砂質や粘土質
は使用しない。
②古い箱や被覆用のコモは、カビ
が発生しやすいので、オーソサイ
ド水和剤一〇〇〇倍液で噴霧消毒
をする。

同和問題解決を

同和問題の早期解決を図ること
は、国および地方公共団体の責務
であると同時に国民的な課題です。
このような立場から同和問題に関

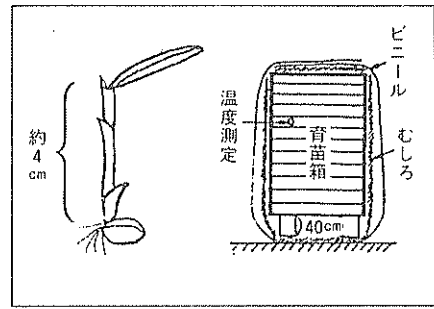
企業における同和研修が強く求
められる理由の一つもここにあり
と思います。しかも、そのことは
企業に働く人びとの幸せを守るこ
とであり、ひいては、その企業の
社会的責任を十分に果たせると同
時に、地域社会に役立つ道だと信
じます。

して、広く市民の理解と認識を深
めその早期解決を図るため啓発活
動を推進してきました。しかし、
今日なお、このような問題がおこ
っています。このことから同和
問題に対する認識と理解が、まだ
まだ十分とはいえない実情にある
ことを示しています。

同和問題が未解決であるという
ことは、行政・経済・労働・教育
・文化あるいは日本人の生き方や
物の見方・考え方などのすべてに
関係する問題ですが、企業として
その社会的責任の一端を果たすた
めにも、このことをふまえた研修
や啓発が必要になってきます。

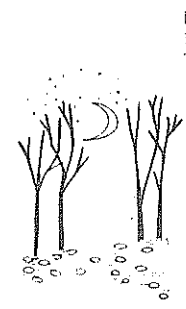
③早期栽培では、ムレ苗や苗立枯
病、カビなどの発生が多いので、
肥料混入と同時に床土にあらかじ
めタチガレン粉剤を一箱当たり八
割とタコニール粉剤を一箱当たり

善意の箱



社会福祉のために役立ててくだ
さいと、次のかたがたからご寄付
をいただきました。
◎美奈組合南園支部(野村雅枝支
部長)から、チャリティーバザー
の収益金十一万七千円。
◎高島清雄さん(後免町)から、
亡くなられた高島晴栄さんの遺留
金九万一千円。

◎市商工会青年部から、チャリテ
ィーバザーの収益金九万三千円。
◎竹村昭広さん(前浜)より、亡
くなられた竹村市郎さんの香典返
し五万四円を、老人福祉に寄付い
ただきました。
善意に感謝し、厚くお礼申しあ
げます。



米の消費拡大と

食糧制度に理解を

○国民生活を守る食糧管理制度
わが国では、国民の必要とする
米を農家が安心して生産し、消
費者に安定した価格で提供できる
ように食糧管理制度が整えられて
います。

これは主食である米が、過去に
生産の変動や価格の乱高下をくり
返す歴史的経過から、作り上げら
れたものです。国はこの法律に基
づいて、米を買い入れ、保管し、
需要に応じて消費地に運ぶなど、
安心して食生活が送れるよう努め
ています。

○集荷業者制度
集荷業者は、国民の必要とする
米を集めるという重要な役割を果
たすことから、農林水産大臣の指
定制がとられています。指定され
ていない業者は、集荷業務を行え
ませんし、生産者はその業者への
米穀の売渡しが禁止されています。
農林水産大臣の指定は、次の区
分により行われます。

①一次集荷業者：米穀の生産者
から直接米を集荷するもの
高知県では各農協。
②二次集荷業者：一次集荷業者
から米穀を集荷するもの(高
知県経済連。

農産物の自給力強化と
米需要の均衡化

米の生産力が高まっていること
や、農家の稲作志向が強い一方、
米の需要は減少が続いているため
米は生産過剰傾向が続いています。
しかしながら、国土資源に制約
があるわが国では、国内生産と輸
入とを組み合わせて食糧を供給し
ています。

食糧法改正のあらまし

食糧法は、昭和十七年にでき、
戦時中、戦後の食糧不足期に大き
な役割を果たしてきました。しか
し時代の流れとともに、需給事情
の変動、消費者の需要の多様化な
どが生まれ、これに対応するため
法改正が行われたものです。

その主な内容は……
(1)需給調整その他米の管理に関す
る基本計画、供給計画の策定

このため、農産物の総合的な自
給力を高め、米需給の均衡を図る
点から、米の消費拡大を進めると
ともに、水田の高い生産力を利用
して、大豆、麦、飼料作物など増
産の必要な作物の生産を拡大する
ため、水田利用対策等を推進して
います。

(2)流通ルートの特定

生産者からの集荷、消費者に至
るまでの販売を実際に担うのは、
集荷業者および卸、小売の販売業
者であり、これら流通業者を特定
し、国、県の監督の下におきます。

①集荷業者：農林水産大臣の指
定制
②販売業者：知事の許可制
③個人間の流通規制の緩和
無償で行われる、いわゆる「緑
故米」、「贈答米」などの規制が解
かれることになりました。

南国市史(上・下巻) 頒布中

○上巻…5,000円
○下巻…6,000円
○市内地区別小字図…2,100円

ご希望のかたは、市役所2階(南側)
市史編さん室へどうぞ。